

令和7年1月17日
総務省政策統括官（統計制度担当）

諮問第191号の概要

（建設工事統計調査の変更）

1. 建設工事統計調査の概要（現行）

目的	建設工事及び建設業の実態を明らかにし、建設行政等に必要な基礎資料を得ることを目的とする。		
調査対象	建設業法に基づく許可を受けて建設業を営む者		
調査体系	建設工事統計調査 （１）建設工事施工統計調査（年次調査 毎年7月1日～7月30日） ：建設工事の完成工事高に加え、就業者数や付加価値額なども総合的に把握 ①施工調査票：〔報告者数〕約11万業者（無作為抽出（全数階層あり）） （２）建設工事受注動態統計調査（月次調査）：建設業者の建設工事受注動向を月次で把握 ②動態調査票甲：〔報告者数〕約12000業者（無作為抽出（全数階層あり）） ③動態調査票乙：〔報告者数〕49業者（大手指定建設業者を有意抽出）		
調査事項	① 施工調査票：資本金又は出資金、業態別工事種類、就業者数、年間完成工事高、兼業売上高、国内建設工事の年間受注高、建設業の付加価値額及び原価、都道府県別元請完成工事高 等 ② 動態調査票甲：月間受注高、公共機関からの受注工事（工事名、施工場所、受注形式、請負契約額 等）、民間等からの受注工事（工事名、施工場所、請負契約額 等）等 ③ 動態調査票乙：発注者別・工事種類別の月間受注高、施工場所別の月間受注高、月間施工高・月末の手持ち工事高		
調査方法	郵送調査、調査員調査、オンライン調査（e-Survey、独自システム、電子メール）		
調査系統	[郵送調査、調査員調査] 国土交通省－都道府県（－統計調査員）－報告者 [オンライン調査] 国土交通省－報告者		
公表	①施工調査票：毎年度末に公表 ②動態調査票甲：調査月の翌々月の10日前後に公表 ③動態調査票乙：調査月の翌月の末日に公表		利用状況 ・産業連関表（建設部門）の基礎データ（施工調査票） ・建設工事受注動態調査、建築物リフォーム・リニューアル調査など、他の統計調査の母集団情報（施工調査票） ・月例経済報告（公共投資）、建設総合統計の基礎データ（動態調査甲） ・建設資材・労働力需要実態調査の母集団情報（動態調査票甲）

2. 主な変更内容

- ① 調査方法としての「電子政府の総合窓口（e-Gov）」の廃止
(令和 7 年 1 月分の調査から)
- ② 建設工事施工統計調査の実施期間の延長 (令和 7 年度実施の調査から)
- ③ 建設工事受注動態統計調査の調査票様式の変更 (令和 7 年 4 月分の調査から)

2. 主な変更内容

①調査方法としての「電子政府の総合窓口（e-Gov）」の廃止

- 本調査では、オンライン調査の手法の一つとして、e-Govと連携した「国土交通省オンライン申請システム」による回答受付を行っていたところであるが、当該システムの廃止に先立ち、令和7年1月末に当該システムによる受付が停止されることから、令和7年1月以降の調査において、e-Govを利用した回答受付を廃止

調査計画(変更前)

6 報告を求めるために用いる方法

(2) 調査方法

■郵送調査 ■オンライン調査 (■政府統計共同利用システム ■独自のシステム ■電子メール)
■調査員調査 □その他 () (略)

(ウ) 電子政府の総合窓口 (e-Gov)

報告者は国土交通省ホームページよりダウンロードしたExcel調査票に回答を入力し、e-Govの電子申請システムを利用して調査票を提出する。

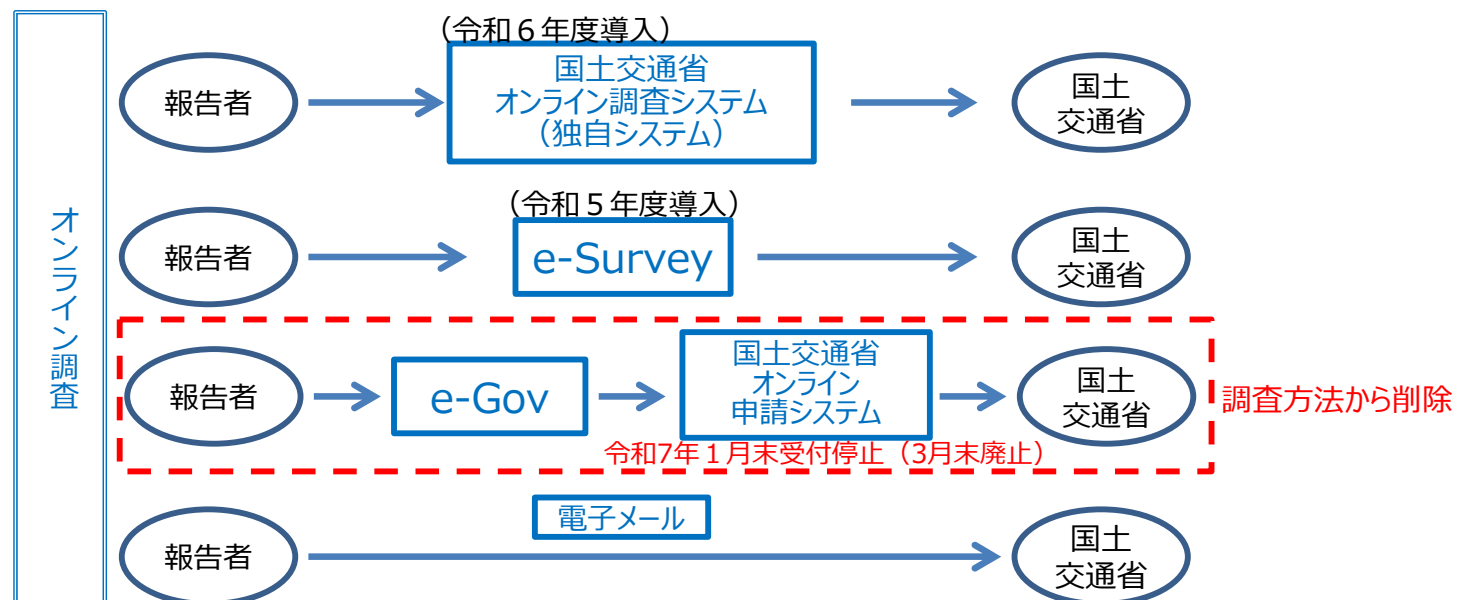
調査計画(変更後)

6 報告を求めるために用いる方法

(2) 調査方法

■郵送調査 ■オンライン調査 (■政府統計共同利用システム ■独自のシステム ■電子メール)
■調査員調査 □その他 () (略)

(削除)



2. 主な変更内容

①調査方法としての「電子政府の総合窓口（e-Gov）」の廃止

【参考】

直近の調査における回収状況

建設工事受注動態統計調査

単位：％

	調査実施年度			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (4～9月分)
回収率(郵送+オンライン+調査員)	59.5	56.1	60.5	64.0
うちオンライン回収率	10.7	11.1	17.8	21.7
うちe-Gov回収率	10.7	11.1	5.0	3.7
うちe-Survey回収率			12.8	18.0

注1) 甲調査の各年度の平均として算出

注2) いずれも分母は「調査対象業者数」で算出

建設工事施工統計調査

単位：％

	調査実施年度		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回収率(郵送+オンライン+調査員)	56.9	56.0	55.6
うちオンライン回収率	3.44	4.18	9.47
うちe-Gov回収率	3.44	4.18	1.57
うちe-Survey回収率			7.90

注) いずれも分母は「調査対象業者数」で算出

e-Govを利用した回答受付に関する他の調査の状況

調査名	周期	e-Govを利用した回答受付
自動車輸送統計調査	月	令和7年1月調査から廃止(R6.9承認)
船員労働統計調査	年	令和6年調査から廃止(R6.3承認)
造船造機統計調査	月/四半期	令和7年1月分調査・第1四半期分調査から廃止(R6.10承認)
鉄道車両等生産動態統計調査	月/四半期	令和7年1月分調査、令和6年度第4四半期分調査から廃止(R6.12承認)
内航船舶輸送統計調査	月/年	令和7年1月分調査・令和6年度調査から廃止(R6.9承認、R6.12承認)

注) 上記は、e-Govを利用した回答受付を行っていた国土交通省の基幹統計調査についてまとめたもの

2. 主な変更内容

②建設工事施工統計調査の実施期間の延長

- 建設工事施工統計調査の現行の実施期間は、毎年7月1日～7月31日
- 建設業法に基づき、公共工事を請け負う際に必要な経営事項審査の申請は毎年7月から9月までの時期に集中し、調査対象事業者の業務が多忙となっている（3月決算の業者の場合）。さらに、近年の建設業界の担い手不足により、現行の回答期間に回答することが難しくなっている状況にある。
- 近年、オンライン回答率が向上しており、令和6年度調査では3割近くがオンライン回答になる見込み。
- オンラインで提出された調査票は国土交通省へ直接届くため、紙で提出された調査票よりも早期に審査や疑義照会を行うことが可能。具体的には、7月～9月にオンライン提出分を中心に審査、10月以降に紙提出分を中心に審査することにより、作業の平準化が図られることから、集計・公表に影響は生じない（従来のスケジュールを維持）。
- これらを踏まえ、調査対象事業者の負担軽減等を目的として、建設工事施工統計調査の実施期間を毎年7月1日～9月30日に変更する。

調査計画（変更前）

- 7 報告を求める期間
(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限
①施工調査票（調査の実施期間）
：毎年7月1日～7月31日

調査計画（変更後）

- 7 報告を求める期間
(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限
①施工調査票（調査の実施期間）
：毎年7月1日～9月30日

2. 主な変更内容

③建設工事受注動態統計調査の調査票様式の変更

- 令和5年度の調査において、本来、受注した月のみ受注高を報告すべきであったが、工事が完了するまで、手持ち工事額を複数回にわたって誤って報告した事案が生じた。
- 本事案を踏まえた改善策として、統計品質改善会議の指摘も踏まえ、報告者に（過去分ではなく）当月分の受注高を記載することを十分に認識していただくことを意図し、調査票の第1面の受注高を記載する欄（Ⅱ欄）の近くに、受注年月を記載する欄を令和7年4月分の調査票から追加する。これにより、回答者が当月分であることを気づき、勘違いによる誤報告の防止を期待。
- 合わせて、令和6年10月の変更承認で追加した注意書き内の表現を「受注高」という表現に統一。

現行の調査票

Ⅱ. 受注高（貴社で請け負った元請・下請工事の受注高を別々に記入してください。）

①消費税込みの金額を十万円単位で四捨五入し、百万円単位で記入してください。減額変更などで受注高がマイナスになったら「-」を付してください。②元請工事の受注高は公共機関・民間等の発注者別で記入し、共同請負工事（以下「JV工事」という。

発注者区分 工事種類	元 請 工 事 の 受 注 高										下 請 工 事									
	公 共 機 関					民 間 等														
	千	百	十	億	億	千	百	十	億	億	千	百	十	億	億	千	百	十	億	億
土木工事																				
建築工事・建築設備工事																				
機械装置等工事																				

公共機関から受注した元請工事のうち、
1件500万円以上の工事を
すべて第2面のⅢ. に記入してください。

第2面へ

民間等から受注した元請工
1件500万円以上の土木
1件5億円以上の建築工事
をすべて第2面のⅣ. に記

Ⅲ. — 第1面 — Ⅳ.

受注した月のみ受注実績を記入してください。
過去の受注（契約）については、記入しないでください。

変更後

Ⅱ. 令和 年 月分 受注高（貴社で請け負った元請・下請工事の受注高を別々に記入して

①消費税込みの金額を十万円単位で四捨五入し、百万円単位で記入してください。減額変更などで受注高がマイナスになったら「-」を付してください。②元請工事の受注高は公共機関・民間等の発注者別で記入し、共同請負工事（以下「JV工事」という。

発注者区分 工事種類	元 請 工 事 の 受 注 高										下 請 工 事									
	公 共 機 関					民 間 等														
	千	百	十	億	億	千	百	十	億	億	千	百	十	億	億	千	百	十	億	億
土木工事																				
建築工事・建築設備工事																				
機械装置等工事																				

公共機関から受注した元請工事のうち、
1件500万円以上の工事を
すべて第2面のⅢ. に記入してください。

第2面へ

民間等から受注した元請工
1件500万円以上の土木
1件5億円以上の建築工事
をすべて第2面のⅣ. に記

Ⅲ. — 第1面 — Ⅳ.

受注した月のみ受注高を記入してください。
過去の受注高については、記入しないでください。

2. 主な変更内容

③建設工事受注動態統計調査の調査票様式の変更

【参考】

変更後の調査票記入イメージ

(令和7年4月分調査の場合)

正しく報告が得られた場合は、
同じ年月となる

建設工事統計調査
国土交通省 建設工事受注動態統計調査票甲（共通）

様式第1号(第8条関係)
基幹統計調査
建設工事統計

令和7年4月分

提出期日 令和7年5月10日

※この欄は、記入しないでください。

都道府県番号
許可(大臣) (知事) 事業所番号

【取扱注意】 この調査票は、機械で読み取りますので、汚したり、折ったり、丸めたりしないでください。

【記入上の注意】
1. 記入の際は、別にお配りした「記入の手引き」を参照してください。
2. 記入には、必ず黒鉛筆又はシャープペンを使用し、書き間違えた場合は、消しゴムできれいに消してください。
3. 調査票は機械で読み取りますので、下記の標準字体を手本に記入してください。

標準字体

調査対象工事は、
II. 受注高は、国内で施工されるすべての建設工事
III. 公共機関からの受注工事は、1件500万円以上のすべての元請工事
IV. 民間等からの受注工事は、以下の範囲のすべての元請工事
土木工事及び機械装置等工事は、1件500万円以上
建築工事・建築設備工事は、1件5億円以上

記入は黒鉛筆
又はシャープペンで

(連絡先)
作成者氏名
所属課名
電話番号
内線

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

1. 企業等の概要（受注高がない場合でも記入してください。）

1. 企業名
2. 所在地（都道府県名は省略できます。）
3. 許可番号 国土交通大臣（般・特-29・30）第 号
知事（-）第 号
4. 経営組織（該当する番号を記入してください。） 1 個人 2 会社・会社以外の法人 回答「2」の場合
5. 資本金・出資金（支社・支店等の場合も記入してください。） 千億 百億 十億 億 千万 百万

II. 令和7年4月分受注高（貴社で請け負った元請・下請工事の受注高を別々に記入してください。）
①消費税込みの金額を十百万単位で四捨五入し、百万円単位で記入してください。減額変更などで受注高がマイナスになった場合は、頭数字の左隣枠に「-」を付してください。②元請工事の受注高は公共機関・民間等の発注者別で記入し、共同請負工事（以下「JV工事」という。）は持分額を計上してください。（単位：百万円）

発注者区分 工事種類	元請工事の受注高										下請工事の受注高												
	公共機関					民間等					公共機関					民間等							
	千	百	十	億	百万	千	百	十	億	百万	千	百	十	億	百万	千	百	十	億	百万			
土木工事					1	0	5								8	0							
建築工事・建築設備工事					7	7								2	7	5	0			3	2	6	
機械装置等工事														5	3							6	7

公共機関から受注した元請工事のうち、1件500万円以上の工事をすべて第2面のⅢ. に記入してください。

民間等から受注した元請工事のうち、1件500万円以上の土木工事及び機械装置等工事、1件5億円以上の建築工事・建築設備工事、をすべて第2面のⅣ. に記入してください。

受注した月のみ受注高を記入してください。
過去の受注高については、記入しないでください。

III. - 第1面 - IV.

都道府県側で記載

報告者が記載

3. 想定される確認のポイント

- 今回の変更内容については、報告者から適切な回答を得る等の観点からおおむね相当と考えるが、以下について確認が必要

- 毎月の受注動態調査の報告者に対し、e-Govによる回答受付の廃止について、どのように周知しているのか。

※現にe-Govを利用している事業者のみならず、他の方法で回答している事業者にも丁寧な対応が必要ではないか

- 施工調査の調査期間の延長については、オンライン回答の進展により、集計・結果公表時期への影響はないとの説明であったが、今後、オンライン回答をどのように推進するのか。

- オンライン回答も含め、9月に回答が集中した場合でも、集計・結果公表は従前どおりに実施可能か。

- 動態調査票甲において、受注年月を正しく報告してもらうために、よりよい調査票の設計は考えられないか。



- 調査票等については、記入状況や報告者の意見を踏まえつつ、報告者がより正確に回答することが可能となるよう、引き続き国土交通省に検討いただくことが望ましいのではないかと。

4. 前回答申の「今後の課題」及び公的統計基本計画への対応状況

(1) 前回答申（平成23年9月）における「今後の課題」への対応状況

- 国土交通省では、平成26年度に有識者により構成される「建設工事統計調査検討会」を設置してこれらの課題について検討し、以下のとおり、一定の結論を得ている。
- また、平成28年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成29年11月）における指摘を踏まえ、経済センサス-活動調査の情報を用いた欠測値補完を導入し、結果精度の向上を図っている。

項目	主な指摘事項	対応状況
(1) 建設業者の 主業決定 方法の 改善	建設業の許可は業種ごとに行われており、複数の許可を受けている建設業者が多数存在していたことから、その主業決定方法について、①施工調査結果、②経済センサス-活動調査（以下「経済センサス」という。）結果、③行政記録情報等を活用し、建設業者の現状を分析すること。 なお、これらの分析は、平成26年度中に検証を終え、必要な改善は可能な限り早期の調査に反映させること。	検証の結果、現行の主業決定方法による業種別構成比と、①・②の調査結果及び③の行政記録情報から得られる業種別構成比と概ね一致していることを確認できたことから、 <u>現状の主業決定方法を維持</u>
(2) 標本設計 の見直し	抽出を行う際に設定する業種別・資本金階層別・都道府県別の抽出層について、今後の調査結果の活用方法等を検討し、結果精度が確保できるよう標本設計の見直しを行うこと。 なお、この見直しに当たっては、経済センサスの調査結果を参考にし、業種ごとの完成工事高等の実態を把握した上で、平成26年度中に検証を終え、必要な改善は可能な限り早期の調査に反映させること。	過去、検証等を行い整合させる方向で検討したがコスト等の諸課題により見送り。 今般の誤報告の対応で、類似の課題を国土交通省で検討中（令和6年9月統計委員会報告）であり、引き続き統計委員会に報告いただくことが望ましいのではないか

(1) 前回答申（平成23年9月）における「今後の課題」への対応状況（続き）

項目	主な指摘事項	対応状況
(3) 行政記録情報の活用	施工調査の調査事項である「有形固定資産」、「国内建設工事の年間完成工事高」、「兼業売上高」及び「建設業の付加価値額及び原価等」については、建設業法（昭和24年法律第100号）第11条第2項の規定に基づき、毎年、建設業者から提出される「直前3年の各事業年度における工事施工金額」、「貸借対照表」、「損益計算書」及び「完成工事原価報告書」において、おおむね把握が可能である。 そのため、当該書類が電子化され、活用できることとなれば、施工調査の調査事項のうち、重要なデータの一部はこれに代替可能であるばかりでなく、標本設計をする段階で完成工事高等の把握が可能となることから、調査効率や統計精度の向上に大きく寄与するものと考えられる。 したがって、建設業の所管部局と連携し、当該行政記録情報の利活用の推進について、その費用対効果等を十分に勘案しつつ、検討すること。	令和3年度調査より、経営事項審査を欠測値の補完に活用。加えて、令和5年4月より電子申請された建設業の許可にかかる財務諸表等を欠測値の補完に使用

(2) 公的統計基本計画（令和5年3月28日閣議決定）への対応状況

指摘事項	対応状況
別表 今後5年間に講ずる具体的施策 「第2 公的統計の整備に関する事項」部分 6 統計各分野の取組 (4)建設・不動産に関する統計作成の改善 ○ 統計作成プロセス診断の結果を踏まえ、建設工事統計及び建築着工統計の業務マニュアルの整備、共有を行う。 [令和5年度末までに実施]	業務マニュアルを改善し、国土交通省「統計品質改善会議」（令和6年3月27日）に報告 ※国土交通省統計改革プランの実施状況について、第210回統計委員会（R6.10.18）に報告